

農林水産物等輸出促進支援事業補助金交付要綱

平成18年4月25日付け17国際第1419号
農林水産事務次官依命通知
改正平成19年4月2日付け18国際第1195号
改正平成20年4月1日付け19国際第1248号
改正平成21年4月1日付け20国際第1344号
最終改正平成21年5月29日付け21国際第183号

- 第1 農林水産大臣は、農林水産物等輸出促進支援事業実施要綱（平成18年4月25日付け17国際第1418号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、事業実施主体（実施要綱第3に規定する事業実施主体をいう。以下同じ。）に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）農林畜水産関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
- 第2 補助事業に関する事業の経費及びこれに対する補助率等は、別表1に掲げるところによる。
- 第3 次の(1)及び(2)に掲げる流用をしてはならない。
(1) 別表1の区分の欄に掲げる1から6までの事業の相互間における流用
(2) 別表1の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(2)から(8)までの経費の(1)への流用
- 第4 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は、別表1の区分の欄の1の事業（以下「農林水産物等輸出促進対策」という。）にあっては別記様式第1号の1とし、同欄の2、3、4、5及び6の事業（以下「その他の補助事業」という。）にあっては別記様式第1号の2のとおりとする。
2 前項の申請書は、農林水産物等輸出促進対策にあっては別表2に掲げる交付決定者に、その他の補助事業にあっては農林水産大臣に正副2部を提出するものとする。
3 事業実施主体は、第1項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税額を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。
ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。
- 第5 規則第2条の規定による申請書の提出期限は、毎年度農林水産大臣又は別表2に掲げる交付決定者が別に定める日とする。
- 第6 農林水産大臣又は別表2に掲げる交付決定者は、第4の第2項の規定に基づく申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、農林水産物等輸出促進対策にあっては別記様式第2号の1により、その他の補助事業にあっては別記様式第2号の2により事業実施主体に補助金交付決定の通知を行うものとする。
- 第7 事業実施主体は規則第3条第1号の規定に基づき、農林水産物等輸出促進対策にあっては別表2に掲げる交付決定者の、その他の補助事業にあっては農林水産大臣の承認を受けようとする場合には、農林水産物等輸出促進対策にあっては別記様式第3号の1の補助金変更承認申請書正副2部を別表2に掲げる交付決定者に、その他の補助事業にあっては別記様式第3号の2の補助金変更承認申請書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。
- 第8 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。
- 第9 事業実施主体は規則第3条第2号の規定により、農林水産物等輸出促進対策にあっては別表2に掲げる交付決定者の、その他の補助事業にあっては農林水産大臣の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を農林水産物等輸出促進対策にあっては別表2に掲げる交付決定者に、その他の補助事業にあっては農林水産大臣に提出しなければならない。

- 第10 適正化法第12条の規定に基づく報告は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において別記様式第4号により補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副2部を農林水産物等輸出促進対策にあっては別表2に掲げる交付決定者に、その他の補助事業にあっては農林水産大臣に提出するものとする。ただし、農林水産省大臣官房国際部長、農林水産省総合食料局長又は農林水産省生産局長(以下「国際部長等」という。)が別に定める概算払請求書をもって代えることができる。
- 第11 事業実施主体は、補助事業が当該年度内に完成する場合において、その完成を確実にしめるために、国庫補助金の概算払を必要とするときは、第10のただし書の概算払請求書により概算払を請求することができる。
なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第58条ただし書に基づく協議が整った日以降とする。
- 第12 規則第6条第1項の規定に基づく実績報告書の様式は、農林水産物等輸出促進対策にあっては別記様式第5号の1とし、その他の補助事業にあっては別記様式第5号の2のとおりとし、正副2部を農林水産物等輸出促進対策にあっては別表2に掲げる交付決定者に、その他の補助事業にあっては農林水産大臣に提出するものとする。
2 第4の第3項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
3 第4の第3項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第6号により速やかに、農林水産物等輸出促進対策にあっては別表2に掲げる交付決定者に、その他の補助事業にあっては農林水産大臣に報告するとともに、報告先からの返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 第13 農林水産大臣又は別表2に掲げる交付決定者は、第12の第1項の実績報告書等の提出を受けた場合には、当該報告書等の書類を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を決定し、別記様式第7号により事業実施主体に通知するものとする。
2 農林水産大臣又は別表2に掲げる交付決定者は、前項の規定により補助金の額を決定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
3 前項の規定による補助金の返還期限は、農林水産大臣又は別表2に掲げる交付決定者が別に定める日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 第14 農林水産大臣又は別表2に掲げる交付決定者は、次に掲げる場合には、第6の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
(1) 事業実施主体が法令又はこの要綱に違反した場合
(2) 事業実施主体が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
(3) 事業実施主体が補助事業に関して、不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
2 農林水産大臣又は別表2に掲げる交付決定者は、前項の規定による取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
3 農林水産大臣又は別表2に掲げる交付決定者は、前項の規定に基づいて補助金の返還を命ずる場合には、事業実施主体に対して年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
4 2の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付については、第13の第3項の規定を準用する。
- 第15 事業実施主体は、事業により取得した財産については、事業が完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、事業の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。
- 第16 事業実施主体は、適正化法第22条の規定に基づく農林水産大臣又は別表2に掲げる交付決定者の承認を受けようとする場合には、別記様式第8号による財産処分承認申請書正副2部を農林水産物等輸出促進対策にあっては別表2に掲げる交付決定者に、その他の補助事業にあっては農林水産大臣に提出しなければならない。
- 第17 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく各省各庁の長が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 第18 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物の保管の期間は、事業終了年度の翌年度から起算して5年とする。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係

書類を整備保管しなければならない。

第19 交付決定額の下限は、3,500万円とする。ただし、交付先の選定を公募により行うときはこの限りでない。

第20 事業実施主体のうち、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人は、別記様式第10号によりこの補助金に係る補助金等支出明細書を作成し、別記様式第11号による補助金等概要報告書を添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度の6月30日までに農林水産大臣に報告するものとする。

第21 事業実施主体は、事業遂行に当たり、特殊な知識等を必要とする場合は、その事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託することができるものとする。

2 前項の規定に基づき委託する場合にあっては、委託の内容を記載した書類を実施要綱第4の規定に基づき事業実施計画を承認した者に正副2部提出するものとする。

3 第1項の規定に基づき委託先の選定に当たっては、原則として競争に付することとする。

別表1

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経 費 の 配 分 の 変 更	事業の内容の変更
1 農林水産物等輸出促進対策	(1) 輸出プロモーターの活用 事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する経費 (2) 輸出能力養成 事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する経費 (3) 海外輸出調査 事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する経費 (4) 産地PR・ほ場視察 事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する経費 (5) ブランド認証 事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する経費 (6) 物流技術実証 事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する経費 (7) 海外輸出環境整備 事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する経費 (8) 海外販売促進活動 事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する経費	(1) 定額(ただし、500万円を限度とする。) (2)から(8)まで1/2以内	1 事業費の総額又は国庫補助金の総額の30%を超える増減 2 事業費又は国庫補助金のそれぞれの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	事業実施地域の変更 目標額の変更 輸出プロモーターの変更
2 海外日本食優良店普及推進事業	(1) 海外日本食優良店普及促進組織運営委員会 事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する経費 (2) 基準策定等調査 事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する経費	定 額	1 事業費又は国庫補助金の30%を超える増減 2 事業費又は国庫補助金のそれぞれの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	事業実施地域の変更

3 品種保護に向けた環境整備	<p>(3) 情報収集 事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する経費</p> <p>(4) 普及啓発 事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する経費</p>	1/2 以内	<p>1 事業費又は国庫補助金の 30 % を超える増減</p> <p>2 事業費又は国庫補助金のそれぞれの経費の相互間におけるそれぞれの経費の 30 % を超える増減</p>	対象品目の変更
4 農林水産物等輸出課題解決対策	<p>(1) オリジナル品種の権利保護の取組 事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する経費</p> <p>(2) 花き種苗の品種識別技術開発確立 事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する経費</p> <p>(1) 輸出課題解決調査 事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する経費</p> <p>(2) 普及啓発 事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する経費</p>	定 額	<p>1 事業費又は国庫補助金の 30 % を超える増減</p> <p>2 事業費又は国庫補助金のそれぞれの経費の相互間におけるそれぞれの経費の 30 % を超える増減</p>	輸出課題の変更
5 農林漁業者等マッチング支援緊急対策	<p>(1) 国内事業者への支援 事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する(ア)～(ウ)の経費。なお、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する経費及び、経営に伴い発生する事務所の賃借料、光熱水費その他の経費は含まない。</p> <p>(ア) 企画検討費 (イ) 参加者募集経費 (ウ) 参加者への研修、支援経費 参加者の研修参加に伴う旅費は対象としない。</p> <p>(2) マッチング型商談会の企画、運営及びフォローアップ 事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する(ア)～(エ)の経費。なお、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する経費及び、経営に伴い発生する事務所の賃借料、光熱水費その他の経費は含まない。</p>	定 額	<p>1 事業費又は国庫補助金の 30 % を超える増減</p> <p>2 事業費又は国庫補助金のそれぞれの経費の(1)及び(2)相互間におけるそれぞれの経費の 30 % を超える増減</p>	事業実施地域の変更 事業実施回数の変更

<p>6 ショッピングモール活用型需要開拓緊急対策</p>	<p>(ア) 現地調整費 (イ) 商談会企画検討・運営費 参加者の渡航費及び輸送費は対象としない。 (ウ) 広報活動費 (エ) 報告書作成費</p> <p>(1) 運営体制構築 事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する(ア)～(ウ)の経費。なお、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する経費及び、経営に伴い発生する事務所の賃借料、光熱水費その他の経費は含まない。</p> <p>(ア) 企画検討費 (イ) 販売産品募集経費 (ウ) 国内生産者等の出品者への研修、支援経費 出品者の研修参加に伴う旅費は対象としない。</p> <p>(2) 運営・販売促進 事業実施主体が実施要綱に基づいて事業を行うのに要する(ア)～(エ)の経費。なお、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する経費及び、経営に伴い発生する事務所の賃借料、光熱水費その他の経費は含まない。</p> <p>(ア) 現地調整費 (イ) 販売促進活動費 (ウ) 広報活動費 (エ) 報告書作成費 出品者の渡航費及び輸送費は対象としない。</p>	<p>定 額</p>	<p>1 事業費又は国庫補助金の30%を超える増減 2 事業費又は国庫補助金のそれぞれの経費の(1)及び(2)相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減</p>	<p>事業実施箇所の変更</p>
-------------------------------	---	------------	--	------------------

別 表 2

農林水産物等輸出促進対策に係る交付決定者

事業実施主体の区分	交付決定者	
林産業分野及び水産業分野の事業実施主体	農林水産大臣	
その他の事業実施主体		
	輸出を促進しようとする製品の産地等 が特定の地方農政局の管轄区域(注)に ある事業実施主体	農林水産省 地方農政局長
	輸出を促進しようとする製品の産地等 が沖縄県の区域の事業実施主体	内閣府 沖縄総合事務局長
その他の事業実施主体 (全国団体、北海道の団体など)	農林水産大臣	

(注) 地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令(平成 12 年政令第 253 号)第 91 条に定める管轄区域である。

別記様式第1号の1(第4関係)

平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業補助金交付申請書
(農林水産物等輸出促進対策)

番 年 月 日

別表2に掲げる交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者名

印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農林水産物等輸出促進支援事業補助金交付要綱(平成18年4月25日付け17国際第1419号農林水産事務次官依命通知)第4の規定に基づき、補助金 円(総事業費 円、うち自己負担金 円、その他 円)の交付を申請します。

記

農林水産物等輸出促進支援事業実施要綱(平成18年4月25日付け17国際第1418号農林水産事務次官依命通知)第4の規定に基づき平成 年 月 日付け 第 号で提出した農林水産物等輸出促進支援事業(農林水産物等輸出促進対策)実施計画書(以下「事業実施計画書」という)の記載内容に従い事業を実施する。

事業の目的、事業の内容及び計画、経費の配分及び負担区分、補助事業の完了予定年月日については、事業実施計画書の記載内容と同じである。

別記様式第1号の2(第4関係)

平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業補助金交付申請書

番 年 月 号 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者名

印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農林水産物等輸出促進支援事業補助金交付要綱(平成18年4月25日付け17国際第1419号農林水産事務次官依命通知)第4の規定に基づき、補助金 円の交付を申請します。

記

区 分	金 額	備 考
1. 海外日本食優良店普及促進事業 (1) 海外日本食優良店普及促進組織運営委員会 (2) 基準策定等調査 (3) 情報収集 (4) 普及啓発		
2. 品種保護に向けた環境整備 (1) オリジナル品種の権利保護の取組 (2) 花き種苗の品種識別技術開発確立		
3. 農林水産物等輸出課題解決対策 (1) 輸出課題解決調査 (2) 普及啓発		
4. 農林漁業者等マッチング支援緊急対策 (1) 国内事業者への支援 (2) マッチング型商談会の企画、運営及びフォローアップ		
5. ショッピングモール活用型需要開拓緊急対策 (1) 運営体制構築 (2) 運営・販売促進		
合 計		

(注) 該当する事業についてのみ記入すること。

事業の目的

事業の内容及び計画（又は実績）

（注） 事業の目的及び事業の内容については、農林水産物等輸出促進支援事業実施要綱（平成18年4月25日付け17国際第1418号農林水産事務次官依命通知）第4の規定に基づき承認された事業計画（又は実績）を添付すること。

経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する (又は要した)経費 (A)+(B)+(C)	負 担 区 分			備 考
		国 庫 補助金 (A)	自 己 負担金 (B)	その他 (C)	
1. 海外日本食優良店普及促進事業 (1) 海外日本食優良店普及促進組織運営委員会 (2) 基準策定等調査 (3) 情報収集 (4) 普及啓発	円	円	円	円	
2. 品種保護に向けた環境整備 (1) オリジナル品種の権利保護の取組 (2) 花き種苗の品種識別技術開発確立					
3. 農林水産物等輸出課題解決対策 (1) 輸出課題解決調査 (2) 普及啓発					
4. 農林漁業者等マッチング支援緊急対策 (1) 国内事業者への支援 (2) マッチング型審談会の企画、運営及びフォローアップ					
5. ショッピングモール活用型需要開拓緊急対策 (1) 運営体制構築 (2) 運営・販売促進					
合 計					

（注） 1 該当する事業についてのみ記入すること。

2 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

収支予算（又は収支精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金	円	円	円	円	
自 己 負 担 金					
そ の 他					
計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較		備 考
			増	減	
1．海外日本食優良店普及促進事業 (1) 海外日本食普及促進組織運営委員会 (2) 基準策定等調査 (3) 情報収集 (4) 普及啓発	円	円	円	円	
2．品種保護に向けた環境整備 (1) オリジナル品種の権利保護の取組 (2) 花き種苗の品種識別技術開発確立					
3．農林水産物等輸出課題解決対策 (1) 輸出課題解決調査 (2) 普及啓発					
4．農林漁業者等マッチング支援緊急対策 (1) 国内事業者への支援 (2) マッチング型懇談会の企画、運営及びフォローアップ					
5．ショッピングモール活用型需要開拓緊急対策 (1) 運営体制構築 (2) 運営・販売促進					
合 計					

(注) 該当する事業についてのみ作成すること。

補助事業の完了予定年月日（又は事業完了年月日）

添付書類

- 1 事業実施主体の定款又は寄付行為等
- 2 事業実施主体の当該事業年度の事業計画及び収支予算
- 3 事業の一部又は全部を委託する場合にあっては、委託契約書の写し（実績報告に限る。）

事業実施主体の長 殿

農林水産大臣

農政局長

内閣府沖縄総合事務局長

平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業補助金の交付決定の通知について
（農林水産物等輸出促進対策）

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請のあった平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

- 1 補助金交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付け第 号で申請（以下「申請書」という。）のあった平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業とし、その内容は申請書に記載されたとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の交付決定額	金	円
- 3 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、農林水産物等輸出促進支援事業実施要綱（平成18年4月25日付け17国際第1418号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第4の規定に基づき平成 年 月 日付け 第 号で提出された事業実施計画書の積算内訳の負担区分の欄記載のとおりとする。
- 4 事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に定めるもののほか、農林水産物等輸出促進支援事業補助金交付要綱（平成18年4月25日付け17国際第1419号農林水産事務次官依命通知）及び実施要綱に従わなければならない。

番 号
年 月 日

事業実施主体の長 殿

農林水産大臣

平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業補助金の交付決定の通知について

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請のあった平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

- 1 補助金交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付け第 号で申請（以下「申請書」という。）のあった平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業とし、その内容は申請書に記載されたとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の交付決定額	金	円

- 3 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりとする。
- 4 事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に定めるもののほか、農林水産物等輸出促進支援事業補助金交付要綱（平成18年4月25日付け17国際第1419号農林水産事務次官依命通知）及び農林水産物等輸出促進支援事業実施要綱（平成18年4月25日付け17国際第1418号農林水産事務次官依命通知）に従わなければならない。

別記様式第3号の1（第7関係）

平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業補助金変更承認申請書
（農林水産物等輸出促進対策）

番 号
年 月 日

別表2に掲げる交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定通知があった事業について、下記のとおり変更したいので、農林水産物等輸出促進支援事業補助金交付要綱（平成18年4月25日付け17国際第1419号農林水産事務次官依命通知）第7の規定に基づき申請します。

記

（注1）記の記載要領は、実施要綱第4の規定に基づき承認された事業実施計画書に準ずるものとする。

この場合において、事業実施計画書中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金の交付の決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。

（注2）添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

(補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合)

平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業補助金変更承認申請書
(農林水産物等輸出促進対策)

番 年 月 日 号

別表2に掲げる交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定通知があった事業について、下記のとおり変更したいので、農林水産物等輸出促進支援事業補助金交付要綱(平成18年4月25日付け17国際第1419号農林水産事務次官依命通知)第7の規定に基づき申請します。

記

- 1 中止(廃止)の理由
- 2 中止(廃止)に伴う経費の配分内容

別記様式第3号の2（第7関係）

平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業補助金変更承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定通知があった事業について、下記のとおり変更したいので、農林水産物等輸出促進支援事業補助金交付要綱（平成18年4月25日付け17国際第1419号農林水産事務次官依命通知）第7の規定に基づき申請します。

記

- (注1) 記の記載要領は、別記様式第1号の2の記に準ずるものとする。
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金の交付の決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。
- (注2) 添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

(補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合)

平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業補助金変更承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定通知があった事業について、下記のとおり変更したいので、農林水産物等輸出促進支援事業補助金交付要綱(平成18年4月25日付け17国際第1419号農林水産事務次官依命通知)第7の規定に基づき申請します。

記

- 1 中止(廃止)の理由
- 2 中止(廃止)に伴う経費の配分内容

平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣
別表2に掲げる交付決定者 } 殿

所在地
団体名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定通知があった事業について、農林水産物等輸出促進支援事業補助金交付要綱(平成18年4月25日付け17国際第1419号農林水産事務次官依命通知)第10の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区 分 (注)	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		12月末日までに完了したものの		1月1日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
農林水産物等輸出促進支援事業補助金交付要綱の別表1の区分の欄に掲げる区分並びに経費の欄に掲げる事業及びその経費を記載する。	円	円	%	円		

(注) 該当する事業についてのみ記入すること。

平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業補助金実績報告書
(農林水産物等輸出促進対策)

番 号
年 月 日

別表 2 に掲げる交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定通知があった事業について、下記のとおり実施したので、農林水産物等輸出促進支援事業補助金交付要綱 (平成 18 年 4 月 25 日付け 17 国際第 1419 号農林水産事務次官依命通知) 第 12 の規定に基づき、その実績を報告します。(なお、併せて未受領額 円の交付を申請します。)

記

- (注 1) 記の記載要領は、農林水産物等輸出促進支援事業実施要綱 (平成 18 年 4 月 25 日付け 17 国際第 1418 号農林水産事務次官依命通知) 第 4 の規定に基づき提出した農林水産物等輸出促進支援事業 (農林水産物等輸出促進対策) 実施計画書に準ずるものとする。
- (注 2) 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しのいずれかを添付すること、また、交付申請書又は変更承認申請書に添付したものについては必要書類を添付する。
- (注 3) 農林水産物等輸出促進対策において輸出プロモーターの活用を実施した事業実施主体は、輸出プロモーターが事業実施主体に対して実施した業務概要やその成果等を添付すること。

別記様式第 5 号の 2 (第12関係)

平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定通知があった事業について、下記のとおり実施したので、農林水産物等輸出促進支援事業補助金交付要綱 (平成18年4月25日付け17国際第1419号農林水産事務次官依命通知) 第12の規定に基づき、その実績を報告します。(なお、併せて未受領額 円の交付を申請します。)

記

- (注 1) 記の記載要領は、別記様式第 1 号の 2 の記に準ずるものとする。
(注 2) 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しのいずれかを添付すること、また、交付申請書又は変更承認申請書に添付したものについては必要書類を添付すること。

平成 年度消費税仕入控除税額報告書

番 年 月 日 号

農林水産大臣 } 殿
別表2に掲げる交付決定者 }

所在地
団体名
代表者名
印

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定通知があった農林水産物等輸出促進支援事業補助金について、農林水産物等輸出促進支援事業補助金交付要綱(平成18年4月25日付け17国際第1419号農林水産事務次官依命通知)第12第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 (平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額(3 - 2)	金	円

別記様式第7号（第13関係）

番 号
年 月 日

事業実施主体の長 殿

農林水産大臣

別表2に掲げる交付決定者

平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業補助金の額の確定について

このことについて、平成 年 月 日付け 第 号をもって提出された平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業補助金実績報告書により、平成 年 月 日付け 第 号（及び平成 年 月 日付け 第 号変更通知）による交付決定通知に係る補助金の額 円は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定に基づき、金 円に確定したので通知する。

財産処分承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣
別表2に掲げる交付決定者 } 殿

所在地
名称
代表者名

印

平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業補助金により取得した財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき下記のとおり処分したいので、承認されたく申請します。

記

- 1 処分の理由
- 2 処分の方法（処分評価書又は見積価格を含む。）
- 3 処分財産の名称、型式、数量、耐用年数、取得価格、補助金額及び補助率
- 4 現況図面又は写真

別記様式第9号(第18関係)

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 _____

事業実施年度		平成 年度		農林水産省所管補助金名											
事業種類	事業の内容				工期		経費の区分			処分制限期間		処分の状況		備考	
	事業種目	事業主体	施設区分	設置場所	着工年月日	竣工年月日	総事業費	負担区分		耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容		
								国庫補助金	その他						
							円	円	円						
	計														
	計														
		合 計													

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 備考欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって代えることができる。

1. 補助金等の名称		
2. 事業の目的及び内容		
(1) 目的		
(2) 具体的な内容		
3. 交付先の法人の名称		
4. 交付実績額		千円 (A)
5. 補助金等における管理費		
(1) 人件費		千円
(2) 一般管理費		千円
(3) その他の管理費		
	内 容	金 額
		千円
		千円
	合 計	千円
	合 計	千円
6. 外部への支出		
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出		
	支 出 内 容	支 出 先
		金 額
		千円
		千円
		千円
		千円
	合 計	千円 (B)
(2) (1)以外の支出		
	支 出 内 容	支 出 先
		金 額
		千円
		千円
		千円
	合 計	千円
7. その他		
	内 容	金 額
		千円
		千円
		千円
	合 計	千円
8. 再補助等の割合		% (B / A)

(注)

- 1 「5. 補助金等における管理費」については、「(1)人件費」には、当該補助金等の事業に携わる当該法人の職員等の人件費を、「(2)一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費(賃借料、光熱水料費、租税公課等)を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3)その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 2 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1)外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2) (1)以外の支出」に分類し、支出内容及び支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。
「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、当該法人から第三者に交付されている補助金、助成金、利子補給金等、補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの、とする。
なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2) (1)以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該法人から直接支出していない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2) (1)以外の支出」に該当しない場合もある。
<「(2) (1)以外の支出」の具体例>
旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料/通訳料
- 3 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界が分かるよう記入する。
- 4 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 5 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6. (1)外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。

別記様式第11号（第20関係）

平成 年度補助金等概要報告書

法人名	
-----	--

(1) 年間収入（総収入 - 前期繰越金）	千円（A）		
(2) 補助金等の交付実績額			
名 称	補助金・委託費の別	交付官庁	金 額
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
	合	計	千円（B）
(3) 補助金等の年収比率			%（B/A）